

「環境訴訟における弁護士の役割」 (前半10分 西島)

1 日本における環境訴訟の重要性

(1) 市民参加の制度的保障の弱さ

審議会など意思形成にかかわる会議の公開を義務付ける規定は存在しない。

また、環境影響評価において、市民と開発事業者との間で行われるのは、一方的な「説明」「ヒアリング」であって、双方向の「協議」は保障されていない。政策段階での環境影響評価は義務付けられておらず、代替案の検討も義務付けられていない。

市民の参加は軽視されている。

(2) 規制官庁（環境省）の力の弱さ

開発官庁と比較して組織が小さく、予算規模も小さい。

規制権限も小さい。

(3) 国会の力

「環境保護」をミッションとした政治勢力は国会に存在しない。

国会に提出される予算案において、どの事業にいくら予算を付けるかという「箇所付け」は明らかにされない。したがって、国会で個別の開発事業の必要性をチェックすることはできない。

(4) 環境訴訟が果たすべき役割

前記(1)～(3)のとおり、他のアクターの力が小さいことから、環境訴訟の果たすべき役割、及び環境訴訟にかかわる裁判所、弁護士が果たすべき役割は大きい。

2 日本の環境訴訟を誰が担うか (団体訴権の重要性)

行政訴訟における原告適格は制限されている。行政訴訟としての環境訴訟の機能を拡大するうえで、団体訴権をみとめ、原告適格を拡大することは重要である。

また、専門的知識を備え、ファンドレイズやアウトリーチのノウハウをもち、資金力・発信力のあるNGOが原告となって訴訟をすすめることは公益に資する。

3 弁護士会の実績と課題

(1) 最近の実績 意見書の公表など

① 「環境影響評価法改正に係る意見書」(2009年)

団体訴権の導入などを提言した。

この意見書の内容について、174回国会衆議院環境委員会(2010年5月28日開催)にて参考人意見陳述した。

② 「行政事件訴訟法5年後見直しに関する改正案骨子」(2010年)

団体訴権の導入、裁量審査の厳格化などを提言した。

※ 弁護士会が行った調査の範囲では、NGOは訴訟に積極的ではない。理由のひ

とつは「勝てない」こと。確かに、環境訴訟の敗訴事例における裁判所の裁量審査は概して粗い。これを密にするための改革が必要である。

③ 「公共事業改革基本法試案」(2012年)

意思形成過程への市民参加の拡充、原告適格の拡大を提言した。

(2) 課題

① 提言内容を実現していくこと。

② 司法制度改革

裁判へのアクセスを遠ざけている原因のひとつに、裁判所に対する不信がある。

ほとんどすべての裁判官は、資格試験に合格後、裁判所に就職し、退職するまで裁判官として「一生」を過ごす。裁判官の人事をつかさどる最高裁事務総局は、裁判官を、昇給、任地で「差別」し、人事統制している。(水害訴訟での介入の実例) つい最近まで「判検交流」が行われていた。

こういったことが裁判所への不信をうんでおり、これを取り除くための改革も必要。